## 上麻生 2 丁目南地区地区計画

र्न		名 称		上麻生2丁目南地区地区計画			
	位置		置	川崎市麻生区上麻生2丁目			
	ā	<b>5</b>	積	約9.5ha			
	地区計画の目標			本地区は、小田急小田原線新百合ケ丘駅の東側に位置し、民間開発により大規模に面整備事業が実施された区域で、良好な戸建住宅が既に形成されている。本計画は、低層住宅地として良好な住環境の維持・保全を図り、健全な街区としてゆとりと潤いのある住宅地の形成を図ることを目標とする。			
区域の整備				良好な住環境を有する低層の戸建住宅地として土地の利用を図るとともに、地区内の静穏 を可能な限り確保することに努める。また、宅地開発により整備された、地区内の道路につ いて、その機能が損なわれないように維持・保全に努める。			
・開発及び保全の方針	建築物等の整備の方針			建築物の形態は、良好な住宅地としての環境にふさわしい閑静な落ち着いたたたずまいとし、周辺との調和を考慮し良好な住環境の維持・保全を図る。 また、戸建住宅地としての良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建 築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度を設ける。			
方針	緑化の方針			潤いある街並みを形成するため、宅地内の緑化に努める。			
		地区の	地区の名称	低層住宅地区A	低層住宅地区B		
地区整備計画	建築物等に関する事項	区分	地区の面積	約8.9ha	約0.6ha		
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外のものは、建築してはならない。 1 住宅(3以上の住戸を有する長屋を除く。) 2 共同住宅(3以上の住戸を有するものを除く。) 3 住宅(3以上の住戸を有する長屋を除く。)で学習塾、華道教室、囲碁教室、アトリエその他これらに類する用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が30平方メートル以内で、かつ、当該建築物の延べ面積の3分の1以内のもの 4 住宅で診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)の用途を兼ねるもの 5 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外のものは、建築してはならない。 1 住宅(3以上の住戸を有する長屋を除く。) 2 共同住宅(3以上の住戸を有するものを除く。) 3 住宅(3以上の住戸を有する長屋を除く。)で学習塾、華道教室、囲碁教室、アトリエ、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内で、かつ、当該建築物の延べ面積の2分の1以内のもの 4 住宅で診療所の用途を兼ねるもの 5 前各号の建築物に附属するもの		
			物の敷地面積 最 低 限 度	165平方メートル			
		建築物等の高さの 最高限度		第一種低層住居専用地域内においては、 10メートル(建築物の高さには、階段室、 昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これ らに類する建築物の屋上部分の高さを算入す る。)			

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

## 上麻生2丁目南地区地区計画計画図



	凡		例	
地区計画区域				
	地区の区分			低層住宅地区A
				低層住宅地区B